

日本共産党の井坂直です。

会派を代表して議案第 61 号には賛成の立場で、議案第 54 号、第 55 号、第 58 号及び第 60 号には反対の立場から討論を行います。

はじめに、議案第 61 号横須賀市漁港管理条例中改正についてです。

この議案には、既設の北下浦海岸駐車場を「隣接する遊歩道などの環境施設を最大限に活用した駐車場運営を実施」するため、指定管理者による管理の規定と、駐車場の供用日と時間、使用料を改めるものがあります。

新たな指定管理者を7月から公募する前に、24 時間 365 日の駐車場管理と、海岸遊歩道などの施設と一体的な活用を行うため、指定管理者による管理規定を改正するものです。今回の改正によって、現状よりも駐車場の最大料金は安くはなりません。また、地域団体がこれまで行ってきたイベントや行事などの使用にも、市として柔軟に対応する姿勢であることが、委員会質疑で分かりました。新たな運営方法に対しては、地元からの理解が得られていることも確認しています。しかし、市の負担なしで指定管理者による完全利用料金制で、今後の安定的な運営が継続出来るのか、心配な点は残ります。

活性化として確かに、駐車場利用者の増加を目指すことも理解はできますが、それだけが公の目的ではないはずです。北下浦海岸駐車場はいわゆる公共用財産にあたります。地元住民や地域の団体の方々が、これまでと同様に利活用できる駐車場を維持継続することは、公共用財産の本来目的である「市民が共同利用する財産」として優先されるべきであると考えます。

今後の運営形態と周辺施設を含めた利用状況を注視していくとともに、これまで良好な関係を築いてきた地域の関連団体との連携強化を求めたうえで、賛成とします。

次に議案第 54 号一般会計補正予算についてです。

今回の補正予算には、地域経済の活性化を目的として 9 月までマイナポイント事業を延長しようとするものがあります。これはマイナンバーカードの取得を促進するものであり、マイナンバーカードそのものに反対である私たちとしては、認めることは出来ません。

議案第 58 号印鑑条例中改正についても同様です。これは、マイナンバーカード内の IC チップ情報をスマートフォンに入れて、コンビニのマルチコピー機で証明書を取得できるようにするための条文改正です。マイナンバーカードの拡大につながる

るものであり、認めることは出来ません。マイナンバーカードについては、一般質問で大村洋子議員も取り上げたように「マイナ保険証」で別人情報がひも付けられていたケースが昨年 11 月までで 7312 件確認されました。住民票の別人とのひも付けは今年 3 月以降ではわかっているだけで、全国で 25 件、本人名義の口座でなければならない「受取口座」に家族名義の口座が登録されていたケースは約 13 万件確認されています。このような収束の見えないトラブルに JNN の世論調査では国民の 72%がマイナンバーの活用に不安を感じると答えています。

市民に対してマイナポイントでお得感を煽るやり方もいただけません。トラブル多発の大きな要因は政府が拙速に導入を進めたことだと指摘する識者もいます。「マイナンバーカードは作らない！使わない！従わない！マイナンバーカード返納が国民の意志表示！」と SNS では返納運動を呼び掛けている書き込みも見受けられます。市民の利便性が良くなると市長は答弁されていましたが、実態はトラブル多発であり、それは今後も避けられないのではないかと、むしろ余計な業務負担が増えるのではないかと私たちは大きな危惧を抱いています。

また、次に述べる議案第 55 号に関わる補正予算案として、市役所前公園の活用事業者を選ぶための委員会委員の報酬が計上されており、この点においても認めることはできません。

次に議案第 55 号 市役所前公園用地 活用提案事業者 選考委員会条例制定についてです。

この議案の中身は、地下駐車場を含む市役所前公園を、民間事業者に30年から70年の期間、有償で貸し付けて、賃借料収入を、公園の維持管理費や産業振興施策等の事業に充てるというものです。

現状の公園機能は確保する予定とのことですが、マンションなどの住居や商業施設を公園内に建設することにより、将来に及ぼす影響を考慮された事業とは言えません。

また、契約期間後に公園へ現状復旧して市へ返却する、と事業概要には記載されていますが、どこまで現状復旧するかについては、これから仕様書で示す予定であり、公正で適正な契約となるか不透明な点が多々あることは否めません。

委員会質疑では、市役所本庁舎の将来建て替え時の際の用地利用や、過去の都市問題調査特別委員会において当時の消防局長が、災害時において一時的に市役所前公園などは、避難活動が行われることが予想されると発言していることから、公共の空き地・いわゆる公共空地(くうち)の必要性、中央駅前の再開発と競合する

ため、共倒れになることを懸念する指摘などが出されました。すでにいくつもの問題が生じていることが委員会の議論で判明しています。

市が示している「目指す事業の姿」では、現状の公園としての機能低下が心配されます。貴重な憩の空間、やすらぎのスペースとなる公園は行政機関や商業施設も数多く集まる、横須賀の中心部である中央地域には不可欠な施設です。その公園施設内にて、ゆとりやあそびの部分が少なくなることを懸念します。現時点で「目指す事業の姿」が、市民に親しまれた公園づくりにつながるとは言い難く、「民間事業者と共同で事業計画を策定していくことを目的とした事業者選考を行う」とする今回の議案第55号を、認めるわけにはいきません。

最後に、議案第 60 号都市公園条例中改正についてです。

これは「FM 戦略プラン」における「事業等の見直し」の中の公園プール廃止に関連しての条文整備を行うものです。具体的には浦賀 7 丁目公園水泳プールと久里浜公園水泳プールが対象となっています。

浦賀 7 丁目公園水泳プールは浦賀小学校の水泳授業で利用していますが、この浦賀 7 丁目公園水泳プールがなくなった場合、浦賀小学校の水泳授業はどうなるのでしょうか。近隣の学校のプールを使用するとのことですが、どの学校なのか、徒歩で行くのか、バスを配車するのか、相手の学校のプール授業に影響はないのか、何も今の時点で決まっていないということでした。「FM 戦略プラン」については代替施設を提示できず、みんなの家の廃止についても市民から不安の声が出ており、ましてや児童・生徒の教育に関わるものが保障される見通しもあやふやな状況で、このまま進めて良いのでしょうか。

利用者の声を聴き丁寧に進めると何度も答弁をされていますが、これが実行されているようには見えません。よって、議案第 60 号を認めることはできません。

以上で議案第 61 号には賛成の立場で、議案第 54 号、第 55 号、第 58 号、第 60 号には、反対の立場からの、日本共産党の討論といたします。